

秋田県社会貢献青少年・青少年健全育成功労者表彰要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、社会貢献青少年及び青少年の健全育成に寄与しその功績が顕著であると認められる個人及び団体に対し、知事が秋田県表彰規則（昭和43年秋田県規則第20号）に基づいて行う表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2

1 社会貢献青少年(個人)

- (1) 繙続的に子ども・若者が行う活動で、社会福祉活動等公共の生活又は地域社会に貢献する活動(以下「社会貢献活動」という。)を経済的な見返りを求めることなく自発的に行い、その活動が当該地域等において高く評価され、他の子ども・若者の模範として特に賞すべきものであること。
- (2) 社会貢献活動期間（個人活動・団体活動を問わない。なお、複数の社会貢献活動を同時にしている場合は、いずれか一つの活動について期間計算する。）が、原則として3年以上あり、現在も継続していること。
- (3) 表彰年度において、年齢がおおむね6歳からおおむね30歳未満までの間にであること。
- (4) 学業・就業状況及び生活態度に問題がないこと。

2 社会貢献青少年(団体)

- (1) 社会貢献活動を経済的な見返りを求めることなく自発的に行い、その活動が当該地域等において高く評価され、他の団体の模範として特に賞すべきものであること。
- (2) 社会貢献活動期間が、原則として5年以上あり、かつ、当該活動が現在も継続していること。
- (3) 表彰年度において、構成員の大部分の者の年齢がおおむね6歳からおおむね30歳未満までの間にであること。
- (4) 構成員の学業・就業状況及び生活態度に問題がないこと。

3 青少年健全育成功労者(個人・団体)

- (1) 青少年健全育成について、顕著な業績があること。
- (2) 他の模範となる、青少年健全育成の活動歴が10年以上であり、かつ将来にわたり継続されることが見込まれること。
- (3) 一般社団法人青少年育成秋田県民会議会長表彰（旧社団法人青少年育成秋田県民会議会長表彰及び旧公益社団法人青少年育成秋田県民会議会

長表彰を含む。) 又は県規模で青少年の健全育成活動を実施している団体の表彰を受賞していること。(ただし、記念事業等の一環としての感謝状を除く。)

(表彰候補者の推薦)

第 3

- 1 市町村長及び青少年育成団体の長等は、第 2 の要件に該当する個人又は団体があるときは、別紙様式 1 ~ 4 により知事に候補者として推薦する。
- 2 知事は、前項により推薦された候補者の他に本表彰にふさわしい個人又は団体があるときには、自ら候補者を推薦することができるものとする。

(選考委員会)

第 4

- 1 選考委員会は第 3 の推薦に基づき、表彰に該当する者の選考を行う。
- 2 座長は選考委員の互選による。
- 3 選考委員は次の中から委嘱するものとする。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 行政関係者
 - (3) 青少年健全育成団体関係者
 - (4) 社会教育関係団体関係者

(表彰の時期)

第 5 表彰は、青少年健全育成秋田県大会において行う。

(表彰の方法)

第 6 表彰は、表彰状を授与して行う。

- 附則 この要綱は平成 6 年 9 月 27 日から施行する。
- 附則 この要綱は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は平成 14 年 1 月 18 日から施行する。
- 附則 この要綱は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は平成 16 年 8 月 5 日から施行する。
- 附則 この要綱は平成 16 年 10 月 21 日から施行する。
- 附則 この要綱は平成 17 年 8 月 19 日から施行する。
- 附則 この要綱は平成 21 年 5 月 18 日から施行する。
- 附則 この要綱は平成 22 年 6 月 28 日から施行する。
- 附則 この要綱は平成 23 年 6 月 15 日から施行する。
- 附則 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則　この要綱は令和7年4月1日から施行する。